

青少年指導員の概要

1 役割

次代を担う青少年が、健やかに、のびのび育つように願うのは、保護者のみならず社会全体の願いです。そのためには、学校・家庭・地域社会や行政が一体となって、青少年のためのよりよい地域環境をつくりあげる必要があります。

このような地域環境をつくりあげるために、青少年指導員は、関係者や関係機関・団体との連携をもとに、率先して活動を推進する役割を担います。

2 委嘱と任期

横浜市青少年指導員は、自治会・町内会等から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年で、神奈川県知事からも委嘱されます。（第27期任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日）

＜各区青少年指導員の委嘱数（平成31年4月1日現在：合計2,667人）＞

区	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
委嘱数	132	169	82	109	184	137	173	226	150
区	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
委嘱数	126	165	131	167	110	202	103	152	149

青少年指導員の主な活動

それぞれの地域を中心として、交流・体験活動や社会環境健全化活動などを通じて、青少年が安心して過ごすことのできる環境を創り、青少年が自己肯定感を持って社会性や自ら進路を選択する力を育むことを支えます。

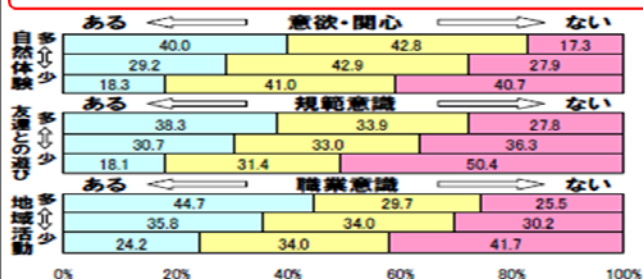
青少年健全育成のための 交流・体験活動の提供等

自然体験や社会体験などの体験活動は、青少年の「自己肯定感」や「社会性」「自主性」などを育みます。青少年指導員は、地域の特色を活かした行事を開催し、地域における体験機会の提供に取り組んでいます。



【図表1】 体験活動の効果

子供のころの体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



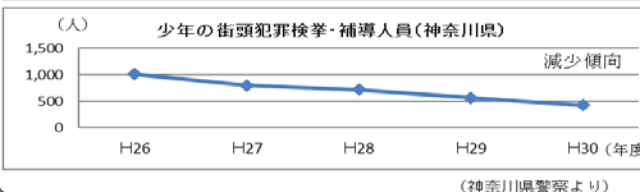
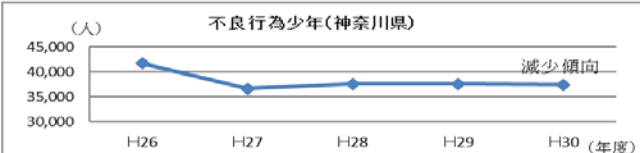
独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書 平成22年10月

社会環境健全化に 向けた活動

青少年を非行、深夜徘徊、有害図書などから守るため、各地域で深夜パトロールやあいさつ運動、有害図書の区分陳列状況等の調査などを行い、少年犯罪、不良行為の減少等に取り組んでいます。



・有害図書の区分陳列は80%以上の取扱書店で遵守



研修・啓発の取組み

青少年指導員の日頃の活動に役立つ、青少年が抱える様々な課題や青少年へのアプローチ方法などをテーマとした研修会を、各区・市等で実施しています。また、国の青少年育成関連の強調月間には、市民の皆様にも様々な啓発活動やPRを行います。



＜研修会・講演会のテーマ例＞
「いじめに対する大人の認識」
「今日の思春期の現状と課題」
「野外活動研修の企画」 など

＜強調月間(内閣府)＞
・青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）
・子供・若者育成支援強調月間（11月）

各区の活動の詳細は横浜市 HP にて

横浜市 青少年指導員

検索

区（ 区長推薦 ）		市（ 市長委嘱 ）	県（ 知事委嘱 ）
地区連合町内会		横浜市青少年指導員連絡協議会	
単位町内会 青少年指導員 スポーツ推進委員 民生・児童委員 子ども会等育成団体 等	各地区青少年指導員 地区内の 青少年指導員相互の 協力体制の確立	区内の 青少年指導員相互の 協力体制の確立 市内の 区青少年指導員（連絡） 協議会との連絡協調	

※ 青少年関係指導者・育成者団体・機関（町内会・自治会役員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司、子ども会等育成団体、少年補導員、ＰＴＡ、学校、警察、行政、企業 等）との連携



都 筑 区 青少年指導員連絡協議会

